# 由利本荘市部活動地域移行推進計画
# （Ver.1）

令和７年３月

由利本荘市教育委員会

## はじめに

部活動は学校教育の一環として、生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加を通して社会性の育成や人間関係の構築、自己肯定感の向上など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

様々な教育的意義があり、学校教育において大きな役割を担ってきた部活動ですが、少子化の影響や価値観の多様化等により、特に持続可能という面で厳しい状況にあります。

さらに、部活動の運営は教員の長時間勤務の要因であり、指導経験のない教員にとって、精神的にも大きな負担となっていることも看過できません。

これらの状況から、本市でも中学校の部活動指導員配置（Ｒ６　５校６名配置）をはじめ、教員の負担軽減や生徒の健全な活動など部活動の運営・改善に取り組んでおります。生徒数の減少が進む中、今後も、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動のあり方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要があります。そこで、由利本荘市・由利本荘市教育委員会では、部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、国や県の指針を踏まえた上で、由利本荘市の現状に適合するような部活動の段階的な地域移行を実施するために検討を重ねております。スポーツ少年団、スポーツクラブ、中体連、生徒・保護者、各競技団体の協会と連携を図り、市内の各地域、各種目の実状や活動内容の実態に合わせた、一律ではない柔軟性のある形で進めていくことが肝要です。

また、指導やクラブ運営、指導以外のマネジメントに関わる大人にとっても、地域社会で自分とは異なる職業・立場・年齢の人々との交流が実現できます。社会全体の教育の重心が「学校」から「地域」へと変化していく契機になるのではないでしょうか。

由利本荘市部活動地域移行推進計画は、国・県が推進する部活動改革を本市の実情に照らし合わせ、地域移行で目指す姿を明らかにし、そのために必要となる地域クラブの運営や活動の他、移行スケジュールなど、地域移行の具体的な方針をまとめたものです。子どもたちを含む地域住民全体を見据えて、部活動の地域移行が地域づくり・地域振興に発展していくことが最終的に目指すところになります。

# 目　　次

１　本市中学校の部活動を取り巻く現状
（１）少子化の進展
（２）教師の働き方と学校の改革
（３）アンケート調査から

２　基本目標と基本方針
（１）基本目標
（２）基本方針

３　地域クラブの活動方針
（１）対象者
（２）地域クラブの実施主体・運営団体
（３）活動内容
（４）指導者
（５）活動場所
（６）大会・コンクール等への参加
（７）費用負担と軽減策
（８）学習指導要領と高校入試

４　移行スケジュール

５　その他
（１）部活動地域移行推進協議会
（２）推進計画の見直し
（３）事務局
（４）その他

# 1　本市中学校の部活動を取り巻く現状

## （1）少子化の進展

県の部活動地域移行推進計画にもある通り、本県の少子化は全国最速のペースで進んでいます。本市の中学校生徒数は、令和６年度で 1,659 人で 10 年前の平成 27 年度(2,000 人)と比較しても 340 人の減少となっています。この 10 年で 1 つの中規模校が消失した計算になります。当然部活動の加入数にも影響が出ており、各校で合同チームの登録が増え、大会ごとに関係者の頭を悩ませているのが現状です。

また、学校外のスポーツクラブ・団体等に所属する子どもが増加しているなど、環境の変化やニーズの多様化が見られ、従来の枠組みでの部活動の維持が難しくなっています。

（児童・生徒数の推移(見込み含む)）

| | H 27 | 校数 | H 30 | 校数 | R 3 | 校数 | R 6 | 校数 | R 7 | 校数 | R 8 | 校数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 3,647 | 15 | 3,552 | 14 | 3,154 | 13 | 2,766 | 13 | 2,683 | 13 | 2,524 | 11 |
| 中学校 | 2,000 | 10 | 1,760 | 10 | 1,805 | 10 | 1,659 | 10 | 1,540 | 10 | 1,541 | 10 |
| 合計 | 5,647 | | 5,312 | | 4,959 | | 4,425 | | 4,223 | | 4,065 | |

## （2）教師の働き方と学校の改革

近年、教師の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方の改革が求められています。特に、部活動は長時間勤務の要因であり、指導経験のない教師には多大な負担になっています。

本市の働き方改革に関する毎月の調査でも、中学校教師の時間外労働時間の平均が 50 時間以上であり、１ヶ月の時間外の上限とされる 45 時間を越えております。

学校の教育活動を充実させるためにも、子どもと向き合う時間、教材研究の時間等を確保し、教職員一人一人の人間性や創造性を向上させていく必要があります。部活動地域移行により教師の負担を軽減し、教師が授業や学校の改革に注力できるように環境を整備していきます。

## （3）アンケート調査から

【概　要】

由利本荘市教育委員会では、部活動の地域移行へのニーズを把握するため、令和６年 10 月にアンケート調査を実施いたしました。概要は以下の通りです。

小・中学校のアンケートに関しては学校で一斉に実施していただいたので、出席した児童・生徒の９割以上の回答率になります。対象児童・生徒の総数は小学校５・６年生が 1,015 人、中学校１・２年生が 1,056 人となっています。

| 所　属 | 対象者 | 回答者 | 回答率 |
|---|---|---|---|
| 小学校５・６年生保護者 | 1,015　人 | 671　人 | 32.4　％ |
| 中学校１・２年生保護者 | 1,056　人 | | |
| 中学校教職員 | 150　人 | 132　人 | 88　％ |

※保護者の回答数は兄姉弟妹の関係で重複している可能性があります。

【回答結果】主な回答結果は以下の通りです。

小学校５・６年生

1　地域クラブ活動への参加希望

平日は３日が 35 %、２日が 28 %の活動希望が多く、休日はいずれか１日が 66 %を占め、「参加しない」が 24 %

2　やってみたい種目（複数回答）

バドミントン、バスケットボール、サッカーが上位を占める中、ダンスやボルダリング等を希望する児童も少なくない

3　地域クラブ活動に望むこと（複数回答）

どのような目的で活動したいかについては「自分の学校以外の仲間とも協力して活動したい」が 32 %と最も多く、次いで「専門的な指導員から学びたい」が 17 %となっている

中学生

1　地域クラブ活動への参加希望

平日は４日が 35 %３日が 25 %の活動希望が多く、休日はいずれか１日が 62 %を占め、「参加しない」が 27 %

2　やってみたい種目（複数回答）

バドミントン、バスケットボール、テニスが上位を占めるが、ボルダリングなど現在部活動にない種目も複数以上

3　地域クラブ活動に望むこと

どのような目的で活動したいかについいいては「自分の学校以外の仲間とも協力して活動したい」が 34 %と最も多く、次いで「専門的な指導員から学びたい」が 21 %となっている

小学校５・６年生保護者、中学校１・２年生保護者

1　適当な費用負担

最も多かったのが 2,000 円～ 3,000 円／月（全体の約 30 %）

次いで 1,000 円～ 2,000 円、３番目に 4,000 円～ 5,000 円

平均値：2,676 円

2　地域クラブ活動に望むこと（複数回答）

「自分の学校以外の仲間とも協力して活動したい」「専門的な指導員から学びたい」が上位（児童・生徒と同様）

3　指導者に対する希望（複数回答）

「地域の専門員（種目の専門家）」が 56 %、「中学校の教員（学校関係者）」が 28 %

4　送迎の可否

「放課後であれば可能」「曜日や時間帯によっては可能」が、67 %の回答

中学校教職員

1　地域クラブ活動での指導希望（複数回答）

「希望しない」が 63 %、「携わってもいい」が 37 %の回答

2　地域クラブ活動に望むこと（複数回答）

「専門的な指導員から指導してもらいたい」の回答が最上位

【考　察】

アンケート調査の結果からは、次のような傾向を読み取ることができました。

①活動の目的

児童・生徒、保護者とも「専門的な指導」より、「自分の学校以外の生徒と協力」を上位にあげています。本市のほとんどの地域が小・中一校で、多様な人間関係や新たな環境を求めていることがわかります。

②主体的な選択

競技志向かレクリエーション的活動かなどの問題もありますが、学校部活動にない新たな競技への関心も高くなっています。

③受益者負担

地域クラブ活動に参加するための費用負担については、多くの保護者が金額を心配要素としながらも、負担については一定の理解を示していると考えられます。

④教師の指導希望

３割以上の教員が地域クラブの運営・指導を希望しているので、指導を希望する教員の兼職兼業の道筋も明確にしていく必要があります。

また、兼職兼業での指導をスムーズにするためにも、学校側の配慮や協力（行事や会議の時間）も必要不可欠です。

⑤保護者の送迎

送迎については、予想を超えた多くの保護者が理解を示していると考えられます。

上記の分析結果を参考にして、生徒・保護者・教職員等の思いに寄り添いながら、生徒の多様な活動機会を提供できるよう検討を進めます。

## ２　基本目標と基本方針

### （１）基本目標

少子化が進む中、子どもたちの多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を整備するため、令和 10 年までに学校や地域の実状に応じた新たな地域クラブ活動の実現を進めます。国・県の方針に基づきながらも、条件の違いや地域性も多様ですので、学校教育課、文化・スポーツ課、学校、地域、保護者、中体連等、各種機関の連携を図り、本市独自の計画を推進していきます。この改革の機会を地域社会の変革のチャンスと捉え、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会に移行・展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めます。

**目指す姿**

**誰もが主体的にスポーツ・文化芸術活動**
**に親しむことができる環境づくり**

**中学生〔活動の充実〕**

・活動の選択肢の拡充
・専門的な指導
・学校の枠を越えた交流
➡ 主体的な活動の選択

⇔

**地域〔地域の活性化〕**

・市民・団体の活動の増加
・多様な主体による事業展開
・持続可能な活動環境の整備
・職場以外での持続性のある交流
➡ 全市民の生涯スポーツ

**■学校部活動と地域クラブ活動の主な違い**

| これまで(学校教育法に基づく学校教育活動) ➡ 移行後（社会教育法に基づく社会教育活動） | | |
|---|---|---|
| 運　　営 | 学　校 | 地域のスポーツ・文化芸術団体 |
| 指 導 者 | 教員・部活動指導員 | 専門性の高い地域の指導者 |
| 活動場所 | 学校施設 | 社会施設・学校施設 |
| 活動単位 | 学校単位 | 地域クラブや複数校(拠点校)等 |
| 保　　険 | 学校の保険 | 一般の保険 |
| 選　　択 | 限られた種目の中から選択 | 主体的に多様な選択 |
| 交　　流<br>（指導者等） | 学校内<br>（職場以外の交流） | 学校の枠を越えた交流<br>（生涯スポーツに） |

## （２）基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により地域移行を推進します。

**方針１　生涯に渡って、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備**

・全ての生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる。
・全年代の市民にとってのスポーツ・文化芸術活動を活性化させる。
・部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動を推進する。

**方針２　あらゆる運営主体による多様な地域クラブ活動の展開**

・民間事業者・企業・大学の参入を促し、多様な活動を展開する。
・指導や運営に関わる社会人が、自らの生涯スポーツにもつなげていく。
・教職員等の兼職兼業による地域クラブ活動を支援する。

**方針３　適正な活動と持続可能な運営体制の構築**

・指導者研修などにより、安全で適正な指導の質を確保する。
・受益者負担による自立的運営を継続できる仕組みを構築する。
・公共施設利用料の減免など、活動しやすい環境を整備する。

**方針４　平日も含めた地域移行の実現**

・休日だけでなく平日の移行時期も検討し、着実に移行する。
・移行方法等の検証を重ね、地域の実状に応じた移行を進める。
・にかほ市と連携し、広域的な視点で移行を進める。

## ３　地域クラブの活動方針

### （１）対象者

本市在住の全ての中学生を対象とし、自分の興味関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます。ただし、将来的には市や県を越えた選択の可能性もあります。

地域クラブ活動への参加は生徒の自由意志によるものであり、参加しなくても問題ありません。参加については各クラブに申請することとし、名簿の管理は市で行う予定です。

### （２）地域クラブの実施主体・運営団体

①　運営団体の担い手

地域移行の受け皿となる地域クラブの運営団体や活動の実施団体について、国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツクラブ、民間事業者、フィットネスジム、大学などの他、地域学校協働本部や保護者会、同窓会などや市町村が運営団体になることも想定しています。

本市には、総合型地域スポーツクラブがありますが、由利本荘市を拠点とするプロスポーツクラブはないので、市民団体、民間事業者などが、新たな地域クラブを創設して活動することが多くなると想定されます。また、文化芸術活動では、合唱や音楽などの文化団体の他、公民館などで活動する地域団体も多くあります。こうした既存団体は、運営組織やノウハウ、指導者を備えていることが多く、地域クラブの運営団体となった場合における安定的な運営や適正な指導が期待できます。

県の『部活動の地域移行推進計画』にもあるように地域移行には大きく分けて３つのパターンがあります。本市ではほとんどのクラブが、これらを参考にして発足する見込みです。

| パターン | 中心的な運営・実施主体 | パターン | 中心的な運営・実施主体 |
|---|---|---|---|
| A | **地域における既存団体**<br>①総合型地域スポーツクラブ<br>②スポーツ少年団<br>③クラブチーム・道場<br>④民間スポーツクラブ | C | **拠点校・市町村連携方式**<br>①拠点校方式<br>②市町村連携方式<br>③中高連携方式 |
| B | **地域における新たな団体**<br>①行政（教育委員会等）<br>②スポーツ協会・競技団体・文化芸術団体<br>③保護者会・同窓会<br>④企業・大学・民間事業者 | その他<br>複合型等 | 種目や地域の事情に合わせたその他の運営方法 |

②　地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむために、地域クラブには持続可能な運営や安全で丁寧な指導が求められます。また、部活動が担っていた異年齢集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった教育的意義や役割を継承・発展する活動が期待されます。そのため、地域

クラブは国や県のガイドラインや本計画を遵守し、運営体制や活動目標を示した規約・運営方針を策定して、具体的な年間活動計画、収支、活動実績などと併せて公表するものとします。

③　地域クラブの活動状況の把握

市文化･スポーツ課は、地域クラブ活動団体（受入団体）の基準を設けるとともに、活動に配慮した支援を行います。

運営・実施団体については、地域クラブ活動における活動計画を策定し、市内における関係機関・団体と共有しながら適正な運営に努めることとします。

市文化･スポーツ課は、地域クラブ活動の状況について集約し、学校・保護者との情報共有に努めます。

## （３）活動内容

①　種目・分野など

将来的には多様な種目・分野の活動が実施できるようになればいいのですが、最初は本市中学校の部活動で実施されている種目・分野の活動が中心になります。種目によって活動地域区分を工夫し、全ての中学生がやりたい種目に主体的に取り組めるように整備する必要があります。

②　管理責任

地域クラブ活動は、学校の管理下での活動ではありません。スポーツ庁から出されている「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」にあるように、活動中の生徒のトラブルや事故等は、地域クラブの管理責任において対応することから、指導者や参加者等に対してけがや事故等を保障する保険への加入を義務づけるなど、管理体制の整備が求められます。各クラブには指導者と運営者（調整・連絡等）の最低２名を配置し、チームで持続可能な運営を目指しています。

③　休養日など

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるように、原則として休養日は次の基準を遵守して活動します。

| | | |
|---|---|---|
| 休養日 | 学校の学期中 | ・週当たり２日以上<br>・平日は１日、できれば２日<br>・週末は少なくとも１日以上<br>・週末に大会参加等で活動した場合<br>休養日を別の日に振り替える |
| | 学校の長期休業中 | ・学校の学期中と同様<br>・ある程度長期の休業期間を設ける |
| 活動時間 | 平　日<br>学校休業日（週末を含む） | ・長くとも２時間程度<br>・長くとも３時間程度 |

※指導体制を考慮し柔軟な活動日・時間を設定できる仕組みづくりにも対応します。例えば、創設時は月１～２回の実施とし、徐々に回数を増やしていくなど。

## （４）指導者

① 指導者の確保

専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施します。競技指導の他、生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めるとともに、生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や資質向上に関する研修等の取組を進めます。

② 資格取得と研修

由利本荘市では運営方針や指導理念を明確にして指導していくことを原則とします。さらに、指導者資格取得費用の補助など、地域クラブ指導者の資格向上に向けた経費に関する支援を検討しています。

③ 教師等の兼職兼業

地域クラブ活動での指導を希望する教職員等は、教育委員会へ申請し兼職兼業が認められた場合には、報酬を受け取って指導することが可能です。また、本人の意思を尊重し、勤務校の学校運営に支障がないことの事前確認等も含め、兼職兼業の許可に係る制度設計に努めます。教員に限らず、種目ごとに指導者間で輪番制を取り入れるなど負担軽減に心がけます。

## （５）活動場所

市内の公立中学校をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が所有する施設などが想定されます。

由利本荘市では地域クラブ活動の促進と保護者負担の軽減も考え、市内中学校の施設を利用する場合は無料とします。その他の公共施設に関しては、利用料金の減免などを検討していきます。

## （６）大会・コンクール等への参加

① 中学校体育連盟主催の大会やコンクールにおいては、国や日本中体連、各団体が定める参加基準に準ずるものとし、学校と地域が共に支援できる体制を構築します。

② 中体連主催の大会参加は、大会要領などより判断します。なお、部活動と地域クラブがともに参加が認められる場合、両方に所属する生徒がどちらの団体で参加するかは、生徒の主体的選択により決定します。

③ 上記以外の大会等への参加については、各種大会の動向を見極めながら.生徒の意向や技能レベル、ニーズに応じた大会参加ができる環境づくりに努めます。

## （７）費用負担と軽減策

指導者への報酬、保険料、練習会場等への送迎など、保護者の負担軽減のために会費は可能な限り参加しやすい金額を設定するよう努めます。

令和８年度までの移行期間においては、地域クラブ創設を促進するとともに、地域クラブの運営にかかる費用の支援についても検討を進めます。

### （８）学習指導要領と高校入試

部活動は、学校教育の一環として、生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加を通して社会性の育成や人間関係の構築、自己肯定感の向上など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。地域移行が進んでいく中、学習指導要領も検討・見直しが必要ですが、地域クラブにおいても、その意義と役割を踏まえて活動していかなければなりません。

また、高校入試における部活動に対する評価のあり方が検討されておりますが、地域クラブで活動した内容や様子についても、各学校と連携して情報共有できるようにしていきます。

## ４　移行スケジュール

国のガイドラインでは、令和５年度から令和７年度までを改革推進期間と位置付けた上で、まずは、各地域の実態に合わせて休日の部活動の地域移行を推進するとしています。県の方針もそれに準じています。

本市では、将来を見据えた一体的な取組を進めるために、休日と平日の別なく体制の整備を進めていきたいと考えています。なお、移行時期は一律に適用するのではなく、種目や地域の実状に応じて弾力的に進めるとともに、各中学校の実情に応じて取り組むものです。原則として令和７年度から令和９年度を移行期間とします。

| 期　　日 | 活動内容・会議予定 |
|---|---|
| 令和５年度<br>情報収集・制度設計期 | ・学校部活動の現状と部活動移行に関する課題の把握 |
| 活動・会議等 | ・部活動地域移行実務者会議Ⅰ（７月）<br>・部活動地域移行実務者会議Ⅱ（９月）<br>・部活動の地域移行に向けた情報交換会（９月）<br>・由利本荘市部活動検討会（２月）<br>・部活動地域移行推進協議会Ⅰ（２月） |
| 令和６年度<br>移行準備期 | ・地域クラブの運営団体・実施主体および地域区分の策定<br>・地域移行推進計画の策定 |
| 活動・会議等 | ・部活動地域移行に関する説明会（中体連）<br>・生徒・保護者・教員アンケート<br>・各種目協会の実務者と中体連専門委員長・担当理事他<br>関係者会議Ⅰ（関係者が移行に関して、方向性提示）<br>・部活動地域移行推進協議Ⅱ<br>・各競技の地域クラブ活動の方向性明示（案） |
| 令和７年度 | ・地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業開始<br>・地域クラブの拡充（説明会開催、市ホームページ掲載）<br>・休日、平日問わず月に数回でも実施 |
| 令和８・９年度 | ・体制が整えば、平日部活動を実施<br>・半分以上の部活動が地域移行 |
| 令和１０年度～ | ・活動の見直しと計画の修正 |

## ５　その他

### （１）部活動地域移行推進協議会

由利本荘市では、令和５年度から地域移行を円滑に進めるために課題を検討し、市の基本的な方針を協議することを目的に、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者代表で構成する地域移行推進協議会を設置しています。これまでに３回の協議を開催していますが、今後も、地域移行が完了するまで定期的に協議を重ねていきます。

〈開催経過〉

| | | |
|---|---|---|
| 令和６年 | ２月２１日 | 地域移行のあり方について　現状と課題 |
| 令和６年 | ６月２８日 | 地域移行関係者協議会のあり方について |
| 令和７年 | ３月　４日 | 今年度のまとめと今後の展望 |

### （２）推進計画の見直し

この計画は、国・県の方針をもとに、部活動移行推進協議会での検討を重ね、由利本荘市の実状に即した移行プランとして策定したものです。今後、国や県の方針が改定された場合や、実状と運営がかみ合わない場合は、必要に応じて見直しを図ります。

### （３）事務局

由利本荘市教育委員会学校教育課

| | |
|---|---|
| 学校教育班 | （℡　０１８４－３２－１３１０） |
| 学　事　班 | （℡　０１８４－３２－１３３０） |

由利本荘市文化・スポーツ課

| | |
|---|---|
| 芸術文化振興班 | （℡　０１８４－７４－８０３４） |
| スポーツ振興班 | （℡　０１８４－７４－８０３８） |

### （４）その他

活動の様子や取組等を由利本荘市のホームページに掲載していきます。